

## 令和7年度 消費生活（後期） 第1回手引き

設問	教科書・くらしの豆知識	学習のポイント
① 消費者行政と被害救済の必要性について	教 P.72~82 	消費者がさまざまな商品・サービスを受けて被害にあった場合には、第一に同様の被害を防止することが必要です。そのためには行政の規制や法律によって広く、迅速に、被害が広まるのを止める必要があります。
2) 消費者が被害に遭った場合、消費者と事業者との話し合いで解決できない場合に被害救済する方法をまとめます。	教 P.72~ ⑦国民生活センター ⑧消費生活センターの管轄を知りましょう。	消費者と事業者との話し合いで、消費者が受けた損害が賠償されるなど、納得できる解決ができれば消費者の被害は救済されます。しかし、話し合いで解決できない場合は、第三者が解決・救済を図ります。 ・裁判所の利用 ・裁判所以外への申し出
★3) 「適格消費者団体」について	教 P.79~	教科書をよく読んで、まとめましょう。
★4) 裁判外紛争解決手続き(ADR)について	教 P.74~	法務大臣から認証を受けた機関は、 ・業界が設置するPLセンター等 ・相談員グループのNPO ・国民生活センターなど多数です。
5) PIO-NETについて	教 P.78~	国民生活センターのホストコンピューターと都道府県及び政令指定都市の消費生活センター等の端末機とをつなぎます。
② 消費者の学習への支援、事業者からの支援について	教 P.79~	学習への支援は「②消費者基本法」で消費者の学習を支援することを宣言しています。
③ 「消費生活センター」について	教 P.76~	消費者を支える相談機関として消費者庁、国民生活センター、消費生活センター、法テラスなどがあります
④ 「消費生活相談員」の役割について	教 P.78~	「消費生活相談員資格試験」に合格すると任命され、2016年から国家資格となりました
⑤ 「介護が必要になつたら」「保証人になつたら」	くらしの豆知識 P.114~ P.122~	・介護は突然自分事になります。抱え込まないことが大切です。 ・保証人と連帯保証人の違いを知っておきましょう。

\* 後期第1回レポート提出期限 : 11月12日(水)  
 ~空欄はありませんか？封筒に入れる前にしっかり見直しましょう！~

添削担当 家庭科 高本